

第7回 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 (議事の記録)

1 日時

令和6年3月25日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

(有識者)

伊藤 富士江	元上智大学総合人間科学部教授
太田 達也	慶應義塾大学法学部教授
武 るり子	犯罪被害者遺族
野坂 祐子	大阪大学大学院人間科学研究科教授
前田 正治	福島県立医科大学医学部主任教授
和氣 みち子	公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(警察庁)

江口 有隣	長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)
藤田 有祐	長官官房犯罪被害者等施策推進課長
関口 真美	長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当)

(関係府省庁)

笹 泰子	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長補佐
境 勝利	総務省大臣官房企画課課長補佐
寺下 征司	法務省大臣官房秘書課付
谷村 隆昌	文部科学省大臣官房政策課専門官
安田 正人	厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室企画官

4 概要

(1) 会議資料の取扱い

事務局から、資料1(地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ(座長私案))は、本検討会取りまとめの座長私案であり、最終取りまとめに向けた素材として作成されたもの、資料2-2(構成員提出資料②)は、構成員からの提出資料であるところ、地域の実情等を含むものである旨の説明がなされた。

座長から、これら資料については、公開になじまないことから、構成員限りの取扱いとする旨が諮られ、構成員より了承された。

(2) 構成員から提出資料の説明

○ 資料2-1は、支援センターの冊子であるが、犯罪被害者等支援を初めて担当する行政窓口の職員に参考にしていただきたい。

内容は、1 番目に「犯罪被害の深刻さ」として、一次被害と二次被害、被害者の置かれている現状、二次的被害、そして、悲嘆と PTSD というコラムが記載されており、これらを十分に知っていただきたい。2 番目に「民間団体における支援」として、支援センターについて、あなたにできること、考えてほしいことが記載されている。3 番目に「被害者支援に取り組む機関や団体の窓口のご案内」が記載されている。

- 関係機関が集まって支援調整会議を開催し、関係機関がどのような支援ができるのか検討した結果を取りまとめたワンペーパーがあると、窓口の方も共有できるし、被害者も後で見直すことができ、どの支援を受けたいか、被害者自ら一歩踏み出すことができ、実際に渡した被害者からは感謝の声をいただいた。

ワンペーパーには、支援の内容によって、特に重要な事項、希望により支援が受けられるもの、申請に時間がかかるため早めに申請したほうがよいものといったことを記号で示し、関係機関の担当者や電話番号が記載されていると分かりやすく、このようなワンペーパーを作成し、関係機関で共有、あるいは、被害者に渡していただきたい。

(3) 討議

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ（座長私案）に関する各構成員の発言は以下のとおり。

ア 地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言

(ア) 地方における途切れない支援の提供体制の構築

a 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

- 都道府県レベル、市区町村レベルのそれぞれで会議体を設けるという点について、基本的には座長私案の内容でよいと考える。文言として、都道府県レベルの会議体に関し、域内の全ての市区町村が参加する旨の記載となっていて、見過ごされるといけないので、条例や計画のない地方公共団体もきちんと参加してほしいという要望を込め、念押しのためにも、条例や計画のない地方公共団体も含め全てという記載を加えるほうがよいと考える。
- 条例制定・計画策定の促進に向けた情報提供の充実の中で、国が特化条例等及び計画等の制定・策定状況を定期的に調査して公表する旨を明記しているところ、これは、今までも行っていることではあるが、条例制定・計画策定の促進を一層促すことになると思う。

b 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

(a) 多機関ワンストップサービスの在り方

i 多機関ワンストップサービスの具体的な仕組み

- 多機関ワンストップサービスの具体的な仕組みとして重要となる要素を①②③と3つあげているが、これは非常に分かりやすい。

3 つ目の要素として、支援調整会議のことが記載されているが、支援調整会議はここで初めて出てくるので、取りまとめを初めて読む地方公

共団体の職員にも分かりやすいように、支援調整会議とはどういうものか、例えば、個別支援のための会議体という程度でもよいので、説明を記載したほうがよいと考える。また、支援の内容をパッケージとして考える旨が記載されているが、パッケージという言い方が分かりにくいいため、支援の内容をまとめたパッケージなど、更に説明を加えたほうがよいのではないかと考える。

ii 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置・活用

- 座長私案の記載のとおり、コーディネーターを配置すること、配置先としては都道府県に配置するという事でコンセンサスが得られていると思っている。他方、なお書きで、都道府県以外の機関・団体にコーディネーターを委託することもあり得る旨が記載されているが、あり得ないわけではないものの、都道府県にコーディネーターを配置するのがふさわしいと述べている中で、あえて記載する必要があるのか、検討したほうがよいと考える。

- コーディネーターの配置が明記されたのは、大きな前進で、非常に重要なことであると考えている。

コーディネーターの具体的な業務としては、ニーズの一元的な把握、支援計画の作成、支援調整会議の招集など、大きな役割を担っており、かなりの経験年数が必要であると思う。そうすると、人事異動等も考えると、むしろ委託する場合のほうが多いのではないかと考える。都道府県が単独でコーディネーターを育てるというイメージが湧かず、その面でも支援センターや場合によっては大学に委託するほうが多いのではないかと考える。

- 地方公共団体によっては既にコーディネーターを支援センターに委託しているところもあり、ほかの機関・団体に委託してうまく機能するのであれば、それは否定しないという意味も込め、委託があり得る旨の記載となっているものと考えている。

他方で、委託の場合でも、大事な部分を握っているのは都道府県でなくてはならないので、多機関ワンストップサービスの中核的な役割を果たすのは都道府県であることが明記されている。都道府県が大事であるということを記載しておかないと、都道府県がぼんと委託して終わりとなってしまい、よくないと考えている。

いきなり有能なコーディネーターが育つ、あるいは、就くということは考えにくいので、多少年月がかかるかもしれない上、都道府県が単独でコーディネーターを育成できる場所は少ないかもしれないが、コーディネーターを取り仕切るのは都道府県であってほしい、また、都道府県がそういう意識を持ってコーディネーターを育てていく形で進展してほしいと考える。

- コーディネーターは、仕事が非常に広く、人みtainなイメージであるが、人でなくてよい。既に記載されてもいるが、コーディネーター機能

を持っていけばよいのであって、それが部署でも構わない。コーディネーターの仕事は、個別の被害者に対するニーズを把握して支援のパッケージをつくる、支援調整会議を招集するほか、市区町村に対するアドバイザー的な機能もあるなど、非常に広く、これを一人で全部行うのは不可能である。できないから丸投げとならないためにも、コーディネーターを個人のようなイメージではなく、コーディネーター機能であるということを記載したほうがよい。

委託の部分についても、実際に相談を支援センターに丸投げしている都道府県がある現状からすれば、委託があり得ることをここまで強い形で記載するのはいかがか。また、委託があり得る旨の記載がある一方で、都道府県が多機関ワンストップサービスの中核的役割を果たすべきとも記載されており、これでは、どうすればよいのか分らないと思う。

コーディネーターのいろいろな役割の中で、その機能の一部を場合によっては委託することもあり得るくらいの記載がよいのではないか。そうしないと、都道府県がコーディネーター機能を全部委託した場合、その都道府県は多機関ワンストップサービスの中核的役割を果たさないわけで、矛盾が生じてしまう。

座長私案の記載であれば、丸投げして無責任を決め込む都道府県が出てくるのではないかと思うので、コーディネーターの機能を都道府県が担うこと、そして、その機能の一部を委託してもよいというくらいの記載がよいのではないか。その方が都道府県に責任感を持ってもらえるのではないかと考える。

- 犯罪被害者等支援では、連携をしっかりと取ることに対応できることがあるところ、連携と委託はかなり差があるのではないか。委託となると、全て丸投げというイメージがあり、そこはやや気になる。
- コーディネーターを機能・役割として捉えた記載ぶりにするとともに、委託については、安易に委託してもよいと思われると困るので、委託を限定的にするほか、委託した場合でも都道府県がしっかりと管理することが分かるような記載ぶりを考える必要がある。
- コーディネーターの育成に当たっては、職能団体、支援センター、大学等が使命感を持って育ててもらうことが必要ではないか。その上で、コーディネーターの人材プールみたいなものができるようになればよい。
- 総合的対応窓口について、認知度が低く、機能を十分に発揮できていないなどの課題がある旨が記載されているが、さらに、名称を含め、周知を工夫すべきことを記載してもよいのではないか。
- 被害者からの要望としては、総合的対応窓口が被害者の窓口ということを引きつら出していきたい。

総合的対応窓口は、安全・安心に関する部署に埋もれている状態であるため、被害者からアクセスできていないのが現状で、都道府県として責任を持たせる記載ができないか。そうしないと、担当職員も、安全・

安心に関する部署のたくさんの作業をする中の一つに犯罪被害者等支援があるというようなイメージで、うやむやになっているので、もう少し責任を持たせるような記載にしていきたい。

- 窓口の名称に被害者を入れると行きにくい、あるいは、被害者が傷つくと言われるが、やはり、被害者のための窓口であることを明確にしなければ分らない。ただし、相談に行ったときは、しっかりとプライバシーが保たれるように対応することが大事である。
- 多機関ワンストップサービスの項目の中で述べられている総合的対応窓口は、都道府県の総合的対応窓口の話であるが、総合的対応窓口は、都道府県のみならず全ての市区町村にも設置されている。そして、周知や名称も重要であるが、一番の問題は何の機能も持っていない形だけの総合的対応窓口がほとんどということである。この点を踏まえ、全ての地方公共団体が、市区町村レベルも含め、総合的対応窓口をきちんと機能させて犯罪被害者等支援を行っていくべきということをどこかで指摘しておくのがよいと考える。

iii 犯罪被害者等支援調整会議（仮称）の在り方

- 支援調整会議について、開催しない場合もある旨の記載があるが、あえて開催しない場合があることを記載しなくとも、必要性に応じて柔軟に開催するといった記載や開催しない場合であっても柔軟に対応するといった記載でよいのではないかな。
- 支援調整会議は、大きな事件でないと開催されず、開催しない場合のほうが多いイメージを持っている。
- 支援調整会議は、関係機関・団体が多く関わる重大な事件のときに開催されるもので、全部の事案で開催するとなれば大変な話になる。
- 全ての個別事案で支援調整会議を開催するというイメージを持たれると、コーディネーターの負担が相当大きく感じられるが、必要がある場合に開催するということが分かれば、コーディネーターの精神的な負担もやや軽減されるのではないかな。
- 支援調整会議については、個別事案で当該被害者に対する支援に関わる機関・団体が参加することになると考えられるが、座長私案では、関係機関・団体が一堂に会する会議体と記載されている。このような記載を見ると、全ての機関・団体が参加するというイメージを持つ人もいると思われるので、もっと丁寧に記載したほうがよいのではないかな。
構成員は、いろいろと検討を重ねてきたため、行間を読んでイメージできるが、犯罪被害者等支援に従事していない市区町村の職員が読んでも分かるかという観点から、全体にわたり、もう少し説明があったほうが親切であると考え。
- 取りまとめは、総論みたいな感じで、これだけでは分かりにくいので、実際の運用に当たっては、マニュアルを別途用意する必要がある。
- 取りまとめは、どうしても堅苦しくなりがちであるが、読み手のこと

を考え、分かりやすい記載を工夫する必要がある。

- 支援調整会議への被害者の参加について、座長私案では、被害者の置かれた状況や要望を踏まえて慎重に判断する必要がある旨の記載となっているが、慎重に判断となると、ネガティブに捉えられるのではないか。被害者の置かれた状況や要望を踏まえて適宜判断する必要があるというような記載のほうがよいと考える。
- 支援調整会議への被害者の参加に関する記載は、座長私案の記載よりも、提案いただいた適宜判断する旨の記載のほうがよい。
- 被害者に支援調整会議に参加してもらうとしても、最初から入ってもらうのではなく、支援計画がある程度できた、自分の支援がこれからどうやってなされていくのか具体的に分かる段階で、被害者の状況も踏まえて入っていただき、一緒にやっていくというイメージである。被害者にとっても、自分の支援の道筋が見えるので、被害者自身が力をつけていくことにもつながると考える。
- 被害者にとって、自分の支援の状況が分かることはありがたいし、力になると思う。最初から支援調整会議に入るのが難しい人もいると思うので、被害者の状況を考え希望に沿ってであればよいのではないか。
- 被害者の意思を尊重することが重要である。これまでは、被害者が参加せずに支援調整会議を開催していたことが多かったと思うが、被害者の意思を尊重していただければ、被害者も支援調整会議に入ったほうがよいと考える。

(b) ワンストップサービスの実現に向けた具体的方策

- 支援者の研修の内容として、代理受傷のことが入っているのは非常によいと考える。表現として代理受傷防止とあるが、代理受傷予防という表現のほうがよいと考える。意味合いは一緒かと思うが、防止はとにかく防ぐのに対し、予防は前もって手だてを講じるところに重きがあり、メンタルヘルスでは病気を防止するとは言わないため、予防と書き換えてはどうか。
- 地方公共団体アドバイザーの配置・運用について、どこかの大学の先生なのかとってしまうので、地方公共団体や犯罪被害者等支援に詳しい方を警察庁に専従で配置することが想定されているのであれば、そのことが分かる記載にしたほうがよいのではないか。
- 職能団体との連携について、職能団体との連携は非常に重要であるが、学会や学術団体との連携も考えられるのではないか。
- 学会は、直接的な支援を行うところではないため、学問分野にもよると思われるが、記載は慎重に検討する必要がある。
- 学会が直接的な支援を行うことは想定していないが、人材育成や研修に関して協力してもらえ余地があるのではないか。

(イ) 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

- 被害者に特化した支援制度・サービスの充実強化に当たり、地方公共団体によっては、対象を非常に限定したり、要件を不適切な形で設定したりしているところが見受けられる。特化した支援制度・サービスを検討する際、対象者をどうするかということは検討すべきであるし、必ず議論になるはずなので、問題意識を持ってもらうためにも、対象者も検討することが望ましいなどの文言を入れてもよいのではないかと考える。
- せっかくよい支援制度・サービスがたくさんあっても、それを被害者に使ってもらわなければならない。支援制度・サービスは、全てではないが、ほとんどが被害者からの申請が必要で、被害者の中には、性格等から遠慮される場合もある。例えば、市の職員が、被害者にホームヘルパーを薦めたものの、遠慮されたため、再度、被害者の背中を少し押したところ、利用され、結果、すごく喜ばれたという話もある。このように、よいサービスを後押しする場面も必要であると考え。

イ おわりに

- 地方における途切れない支援の提供体制の強化を実現するためには、モニタリングをすることが必要であると考えており、ワンストップサービス体制の実現に向け、進捗状況を点検し、その結果を受けて改善策を提示するなど、より一層の推進を図っていくというような記載を入れたい。
- モニタリングとして、地方公共団体を拘束するような強い形のもの難しいと考えるが、今までも緩やかな形では行ってきたわけであり、今後の施策の展開に活かしていくという形であればよいのではないかと。
- 最後の文章の末尾の表現ぶりについて、必要な支援が一元的に途切れなく提供されるようになることを心から期待するとの言い方よりは、強く要望するくらいのほうがよいのではないかと。
- 期待するというと、待ち状態のように感じるので、要望のほうがよいのではないかと。

(4) 次回検討会の内容

- 座長から、本検討会取りまとめについて、予定としては、本日の検討会での議論を踏まえ、次回検討会での議論で最終的な取りまとめとしたい旨の発言があり、構成員より了承された。
- 事務局から、次回検討会については令和6年4月18日（木）10時から開催する予定である旨説明がなされた。